

件名	愛媛県国営土地改良事業負担金等徴収条例	
主管課	農地整備課	
根拠法令等	土地改良法（昭和24年法律第195号）	
<p>【制定の概要】</p> <p>土地改良法第90条第2項及び第90条の2第1項の規定に基づき、国営土地改良事業の受益者から、負担金及び特別徴収金を徴収するため制定</p>		
1	負担金の徴収	<p>次の者から、その受益の限度で負担金を徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業の施行地域内にある土地の土地改良法第3条に規定する資格を有する者（以下「3条資格者」という。） ・その他農林水産省令で定める者（以下これらを「受益者」という。） ・3条資格者が組合員となっている土地改良区
2	負担金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・県が徴収する負担金の総額は、国営事業に要する費用の額の12分の1に相当する額を限度として知事が定める額とする。 ・受益者ごとの負担金の額は、土地の面積及び受益の程度を勘案して、知事が定める額とする。
3	負担金の徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等年賦支払の方法（申出により一時支払の方法も可） ・支払期間：15年（据置期間3年を含む） ・利率：年5分
4	特別徴収金の徴収	<p>次の場合には、例外を除き、3条資格者又は土地改良区から特別徴収金を徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了公告日以後8年を経過するまでの間に、事業計画で予定した用途以外の用途に供するため、所有権移転等を行った場合 ・自ら目的外用途に供した場合
5	委任	条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める
施行日	公布の日	
<p>【その他参考事項】</p>		